

戦後の保険事業と保険行政の歩み

1. 生命保険事業

紙面の都合により昭和20年から昭和46年までの間の諸経緯は本号では省略することとしたが、読者の便を考え、省略した内容の項を冒頭に掲げておくこととした。

なお詳細については、本月報250号（1972.12発行）を参考にいただきたい。

〔 1 〕 第1期（昭和20-22年）

- （ 1 ） 終戦処理
- （ 2 ） 再建の方策

〔 2 〕 第2期（昭和23-27年）

- （ 1 ） 関係法令の整備
- （ 2 ） 契約者配当の再開
- （ 3 ） 保険料率の引下げ
- （ 4 ） 課税優遇措置の復活

〔 3 〕 第3期（昭和28-32年）

- （ 1 ） 新しい保険の発達
- （ 2 ） 経費の節減
- （ 3 ） 保険料率の引下げ
- （ 4 ） 調整勘定の閉鎖

〔 4 〕 第4期（昭和33-37年）

- （ 1 ） 保険料率の引下げと画一体制の是正
- （ 2 ） 法人税課税方式の変更
- （ 3 ） 団体年金保険の発売
- （ 4 ） 保険審議会の設置

〔 5 〕 第5期（昭和38-40年）

- （ 1 ） 不動産取得の規制
- （ 2 ） 生命保険料の所得控除
- （ 3 ） 保険料率の引下げ
- （ 4 ） 指定時前契約に対する繰上げ支払措置
- （ 5 ） 相互会社組織運営の改善
- （ 6 ） 募集制度の合理化と継続率の改善
- （ 7 ） 関係法令の改正

〔 6 〕 第6期（昭和41-46年）

- （ 1 ） 責任準備金の充実と経営の効率化
- （ 2 ） 多様化した新種保険
- （ 3 ） 契約者配当の生命保険会社間の格差拡大
- （ 4 ） 継続率の改善と外務員制度の合理化
- （ 5 ） 生命保険会社の資産運用
- （ 6 ） 生命保険をめぐる自由化の動き

(7) 法人税法等の改正

(8) その他の動き

[7] 第7期 (昭和47-50年)

(1) 保険審議会と国民生活審議会の答申

保険審議会はこの期に2度開かれ、三つの答申を行っている。まず47年6月20日に保険事業の国際化の進展に関連しての商品諸問題と準備預金制度の適用に関する資産運用のあり方についての答申を行い、その内容は、商品についてはわが国で販売されていない無配当保険、変額保険または個別定期保険、疾病保険等の新種保険に前向きな姿勢で対処すること 資産運用については現在の貸付中心的運用から今後は機関投資家としての成長が期待されており、その環境、条件の整備とあいまって証券投資の拡充を図ることが適当であること 準備預金制度の生保への適用については、業界の自主的規制措置の具体化を図って、必要に応じて適正な行政指導、行政規制を行うことにより同制度の生保会社に対する発動は見合わせる適当である、というものである。

続いて47年11月、国際化の進展等に伴う法制上の緒問題についての答申を行った。その内容は、外国生保事業者の日本人向け営業については内外生保業社間の衡平を期するための競争条件の確保と契約者保護の立場から、a 開業供託金の金額引上げ b 財産利用方法書上の規制 c 財産の評価益、売却益の処理の規制が必要であり、これら必要な行政指導を講じることによって営業を認めてさしつかえない、新種保険については保険業法の全面的な再検討が必要であるが、社会的ニーズの高まりを考慮して、当面、現行法のまま行政上の必要な措置(定款変更、経理区分、分離勘定制度の設置、商品の性格の明示化等)を講じることにより、それらの範囲内で実施しても特に問題はない、というものであった。

これらの答申後、わが国経済は変化をきたしはじめ、変額保険の設計、販売等の検討は遠のいてしまったが、無配当保険、個別定期保険、疾病保険(または同特約)については実施に移している。

その後48年2月の国民生活審議会答申を一つの契機としてコンシューマリズムの高まりは金融・保険にも大きく波及したが、このような中であって、保険審議会は48年10月に審議を再開、約2年間の審議ののち、50年6月「募集制度」「商品」「保険計理」「資産運用」「会社経営」の多岐にわたる問題の指摘と方向づけをした「今後の保険事業のあり方について」の答申を行った。その内容は 生保事業における社会的責任の遂行と既成概念にとらわれることなく消費者の意向、要望を企業努力の中にとり入れ、契約者第一主義の経営に徹すべきである 商品についてはニーズに応える開発と普及を図ると同時に既存商品についても再検討を行うこと 生保会社間の経費率、資産運用利回り等経営効果が保険料の軽減、配当の増額等により契約者負担の軽減に反映されることが望ましい 消費者の信頼を確保することの一環として募集秩序の確立が不可欠である 物価上昇への適切な対応を期するよう商品開発、既契約についての契約内容の変更、利回り等資産運用効率の向上によりその成果を極力契約者に還元していく努力が必要であり、事業費節減の努力を通じて厳しい経営環境の克服に努めること等の提言である。

他方、前述のように総理大臣の諮問機関である国民生活審議会の消費者保護部会では48年2月「サービスに関する消費者保護について」の答申を行っている。その中で保険サービスのあり方にふれており 消費者選択の幅の拡大 契約条件の適正化と選択情報の提供 募集制度の適正化 消費者意向の反映等を基本的認識として消費者保護のための施策を講ずるように厳しい提言をしている。業界はこれら指摘事項について対策を進め、その線に沿って実現に努めているところである。

(2) 沖縄の戦前契約の処理

戦前の沖縄における保険契約は19年2月以降行政指導により今日まで凍結されたままとなっていたが、47年5月の沖縄の本土復帰に伴い契約関係者に次のような要領によりその償還を始めた。

19年2月現在有効であった契約は現在も有効であるとみなす 期間内の死亡 満期には保険金を支払う 復帰現在満期の到来していない契約には同日における解約返戻金価格を支払う 支払金額は終戦時の責任準備金の12倍相当額を特別分配金として上乘せする。

(3) 琉球生命の参加

沖縄の本土復帰に伴い現地の琉球生命保険相互会社が自動的に日本社となったが、復帰当時は現日本社の沖縄進出は琉球生命育成のため避けることとしていたが、1年後これも解除された。しかしながら同社は経営続行をうけて日本生命に契約の包括移転を行い、50年8月その事務手続を完了させ、50年度末には解散することとなった。なお沖縄生命相互会社も当時、現地にあったが、本土復帰時に協栄生命に契約の包括移転を行っている。

(4) 米国生保会社アリコ社が日本人向け営業開始

本社が米国にあるアメリカンライフ社(略称アリコ)が、47年12月日本人向け営業の免許を得、48年2月業務を開始した。商品は無配当保険(養老保険、定期保険、逡減定期保険のほか各種の特約)で、同時に高額割引制度の導入もしている。これが、日本社に刺激を与え、日本社においてもその後無配当保険、定期保険の発売や高額割引制度の導入もみられるようになった。

(5) アメリカンファミリー社の日本人向け営業開始

外国保険会社の日本人向営業は、すでにアリコ社が行っているが、これに続いて49年10月にアメリカンファミリー社が営業免許を得て、同年11月営業開始をしている。主力商品は無配当終身のガン保険であり、販売方法も代理店方式で行っている。

(6) ニーズに即した新種保険の開発

アリコ社の日本進出で日本社の商品も変化をみせてきた。満期保険金と死亡保険金との割合が1対1とする養老保険が主流であった生保は、30年代後半は万に備えての生活保障の必要性が高まり、いわゆる定期付養老保険が主流となってきた。1対2、1対3から1対5と拡大され、更に、災害死亡倍額保障を組み込み、または死亡保険金の年金払い方式でその年金総額が30倍あるいはそれ以上の大型保障をする種類のものも販売された。49年度には、養老保険に定期特約を付加し、契約者が任意の倍率の選択による保障を得られるような仕組みにまで発展してきた。

他方、満期保険金はさておき、物価上昇の中で少額の保険料負担で、より大きな保障をする保険を望む声もあり、これにはいわゆる掛け捨て保険といわれる定期保険、または終身保険が対応するものとなった。特に、定期保険は個人加入の形で入れるのは一部の会社にあつたが、大方は集団扱いの形でしか加入できなかったものである。49年度後半、個人向け定期保険の発売は全社的となった。この定期保険の形をかりてインフレに対処するいわゆる物価指数保険の開発、発売も行われたものである。この種の保険の販売に伴い、保険料の銀行口座利用による自動払込み(自動引き去り)制度も徐々に活用し始められた。

また、別の需要すなわち疾病による入院に対し、または手術を受けた場合の保障を望む声もあり、ここに疾病保険または疾病特約の登場となった。これが急速な普及となって、災害保障とあわせて生活総合保障としての生命保険ができあがってきた。

死亡保障を望む声に対し、保険期間が短い、または保険期間の途中で生存給付されるような仕組みの保険も望まれ、これに応えるべく短満期養老保険、短満期生存保険、クジ付の割増金付貯蓄保険なども一部の会社から発売された。このほか生命保険契約も勤労者財産形成貯蓄契約に参入することとなりいわゆる財形貯蓄保険の発売もみられた。

以上のほかに団体定期保険運営基準の一部改正が行われている。最高保険金の引上げ、配偶者団体の適用範囲の拡大、保険金額の組数制限の廃止、最低保険金額に対する倍数制限の緩和、第2回全会社生命表の死亡率採用に伴う保険料率の引下げ等が行われたもので、団体定期保険用の労働災害保障特約の創設、発売もこの期であった。

(7) 約款改正等サービスの充実

約款関係のことについては国民生活審議会の答申にもとりあげられていたが、この期では次のような画期的な改正があった。

無診査契約の早期死亡における保険金削減規定を撤廃し、また「無診査契約」を「告知書のみにより選択した契約」または「告知書のみによる契約」と改めた。

契約を申込みしたのち4日以内に加入者が契約取消しを申し出た場合、これに応ずるいわゆるクーリングオフ制度の採用。ただし、医師の診査を要する契約で、診査終了後での取消しは適用しないこととされている。

定期保険契約を更新する際、被保険者の健康状態いかにかわらず更新できるようにしたいいわゆる「無条件更新制度」の採用。

定期保険には中途増額制度をとり入れ、定期保険を除く既契約死亡保険には、定期保険特約を付加して死亡保障額を増加させる「特約中途付加制度」を採用した。

災害保障特約等の特約では主契約が満期を迎えた場合などで当該特約も満期となるが、この場合、もし入院給付のある特約で満期が入院中に到来したときは、当該入院については満期後の入院に対しても所定の期間分は給付の対象とするものとした。

解約返戻金の算出基礎が20年チルメル式責任準備金額であったものを純保険料責任準備金額に改め、解約返戻金の増額を図った。

(8) 第2回全会社生命表の死亡率採用で保険料率下がる

49年5月(一部の生保会社は4月)から第2回全会社生命表の男子死亡率をほとんどの配当付死亡保険及び無配当死亡保険に採用し、保険料率の引下げを図った。これで戦後6回目の引下げとなった。また、定期保険にあっては49年末に予定事業費の一部引下げを行い、結果的に1年の間に2度の料率引下げをみている。これらはもちろん既契約に対しては契約者配当で、またはある時期から一斉に保険料率を下げるとかして新旧契約間の均衡を保つように配慮されている。

(9) 消滅時特別配当等契約者配当の充実

長期継続契約を優遇する措置として、契約後10年以上経過した契約に対しては普通配当のほかに特別配当の割合を大部分の会社で実施したが、46年度決算では契約の満期時に満期特別配当としたのに対し、47年度決算では満期契約に対してのほか死亡により消滅する契約に対しても割り当てることとし、その配当率も大幅に引き上げられた。48年度決算では満期、死亡の契約のほか解約される契約に対しても割り当てられ、その配当率は再度引き上げられている。49年度決算では20年代契約に対しては、50年4月1日以降満期等で消滅する場合に支払うこの配当率(額)を大幅にアップさせ、しかも当該配当率(額)は契約者に予め通知し、将来について支払うことを確約したものである。30年代以降の契約については48年度決算時の割当て率と同じとされた。もう一つの長期継続契約に対する毎年の特別配当の配当率は逐次下げられ、その分は消滅時特別配当の配当率等へ回わされている。

普通配当については、47年度決算では責任準備金積増計画の遂行実績を反映させて利差配当対象責任準備金の増額により利差配当の増配を図り、48年度決算では新生命表の採用とのバランスから死差配当の配当率を大幅に増加させた。当年度限りとする臨時配当の実施もみた。49年度決算では利差配当の配当率の引上げ、死差配当の配当率も48年度決算に引き続き調整され、増配 特に無診査契約の配当の配当率を有診査契約なみの配当率に近づけている。また、災害保障特約等災害関係特約に対する配当の実施もあった。

(10) 1被保険者に対する保険金付保最高限度の引上げ

1被保険者に対する保険金付保最高限度額は、基本的には生保会社の自主責任による事項として処理すべきところのものと思われるが、他面、社会的影響をも考慮して、これについては従来どおり各社の契約状況を考慮しながら逐次引き上げていくこととしたものである。47年9月大手会社、中小会社という規模を問わずに1億5千万円を限度とする線を定め、出再保については生保各社の判断で行うこととしたが、49年度になって定期保険の積極的販売を考慮し、2億円限度の線が出るようになった。しかし、中小会社にあっては2億円とした場合は従来の1億5千万円までは自社保有でもよいがこれを超過する部分は出再保して危険分散する条件とした。

このほか、簡易保険の1被保険者に対する付保最高額の引上げ等もあり、生保の無診査契約の限度額は年齢39歳以下は500万円、40歳以上は従来どおり300万円と一応定めた。

(11) 生命保険料の所得控除限度額の引上げ

49年度税制改正によって、41年以来8年ぶりに生命保険料の所得控除限度額が引き上げられた。すなわち、払込保険料が2万5千円までは全額、2万5千円をこえて5万円まではその2分の1、5万円をこえて10万円まではその4分の1、合計最高5万円までがその年の所得から控除されることになった。

(1 2) 募集制度の改善

国民生活審議会の答申をまつまでもなく、生保業界の問題のひとつは募集人の資質向上を図ることであった。地方、保険審議会の審議経過でも問題とされたところであるが、49年7月から業界共通の教育制度が確立され、消費者の信頼に応え得る募集人の育成に努力が払われるものとなった。すなわち、募集人（外務員）の採用基準の強化と待遇の改善 業界共通教育の拡充（説明会、研修会、同行募集の義務等）、が柱となっている。

(1 3) 募集文書図面の承認制度の廃止その他

この期は実に動きの激しい時期で、上記のような事項に対し、次のとおり諸施策が実施された。

財務貸付の準備預金制度の準備預金率の引上げに伴う生保会社の自主規制の実施 資金運用について生保会社の自主性拡大 土地関連融資の規制 募集文書図面の承認制度の廃止と業界の自主運営による規制 契約のしおりの内容改善とその手交の徹底 配当金を預る場合の預り利率等預り利率関係の引上げ 消費者の意向を吸収し、またその反映を図るための公共関係委員会の発足（生保協会ベース） 相談窓口の整備充実（生保各社ベース） 公共福祉への協力（例、住宅金融協力）

(1 4) 保険会社の関連会社のあり方

金融機関の土地融資ならびに銀行の出資不動産会社のあり方に関連して、生保会社の関連不動産会社のあり方についても社会的に問題とされたことから、当局は、生保会社の公共性にかんがみ、関連会社の適正化指導を行い、50年2月には関連不動産会社についての具体的改善施策を示したほか、50年9月には一般関連会社をも含めた関連会社全体の適正化のための具体的措置を示した。

〔 8 〕 第8期（昭和51-53年）

(1) 保険審議会答申の対応

50年6月27日の保険審議会答申について、行政及び業界は積極的に対応し、募集制度、商品、会社経営等全般にわたって改善を図っており、今日までにその大半につき実施をみている。

未実施のものについては、52年11月の審議会において検討が加えられ、代替案の確認（外務員の保険料の受預権等）、検討の継続（変額保険）等の整理が行われた。また、制度としては実施済みですすでに発足しているものについても引き続きその内容の充実に努めることとしている。

（なお、50年6月答申の精神については、今後も引き続き行政の指針とすべきことが、54年6月答申でも確認されている。）

(2) 保険募集チャンネルの拡大

保険募集は外務員の手によるものだという考え方から、顧客の方から申し込むという方向への販売チャンネルの拡大が図られつつある。既に一部で実施されていたデパート等の店頭ベースでの販売に加えて、クレジットカード会社と代理店契約を結ぶことによって行う窓口販売、銀行の定期預金の利息を保険料に充当する預金セット販売が行われるようになった。

(3) 西武オールステート社の営業開始

50年12月9日付で、保険業法第1条1項の規定に基づき、西武オールステート生命保険株式会社が生命保険事業及び生命保険の再保険事業を営むことを免許した。この結果、わが国において保険業法に基づいて生命保険事業を営む会社は21社となった。なお、同社は、西武流通グループとシアーズ・オールステート・グループとの折半出資による日米合併会社であり、51年1月25日より営業を開始した。販売商品は、全て無配当保険であり、専業外務員による募集のほか西武流通グループ小売業の店舗内に販売拠点（保険ショップ）を設置し専業営業社員により店頭販売を行う販売体制に特徴がある。

(4) 生命保険文化センターの設立

消費者に対し、商品選択に資するための情報提供を促進することを目的として、学識経験者を加えた第三者的機関である「財団法人生命保険文化センター」が、51年1月設立許可され、生命保険に関する情報提供や諸調査・研究を行うこととなった。

(5) 商品

既契約の配当等の権利を生かしつつ新種商品に移ることができる転換制度は、50年10月に開発され、53年12月までに18社が取扱いを開始し、急速に普及してきた。

また、中高年齢層の成人病に対する関心が高まってきており、多額の費用がかかることから、これを保障する目的の成人病特約が開発され16社が販売しており、一方家族の病気に対する不安も強く、この保障として家族疾病特約が各社で取扱われている。

さらに、女性が入院した場合等の家事労働力の喪失は甚大なものがあるとして、被保険者を女性に限った女性保険の開発、女性や若年層をターゲットとする生存給付金付定期保険の普及などが注目された。

そのほか、1被保険者に対する保険金付保限度について、国民所得の向上、選択能力の向上等から、2億円を3億円に引上げ、無診査契約の限度額を1,000万円(40歳以上は800万円)としたほか、検定調査士扱契約もその実績を見て3,000万円まで取扱いできることとした。

災害保障特約についても見直しがなされ、従来の総合的な保障から契約者の希望する保障が可能となるよう傷害特約と災害入院特約などに分離され、給付金支払事由の拡大が行われた。

(6) 保険計理

保険料は、国民の死亡率の低下等に伴って戦後6回の引下げが行われていたが、さらに51年3月主力商品の予定利率を、それまでの4%から保険期間20年までを5.5%、20年超を5.0%に引上げ、戦後7回目の保険料の引下げが行われた。同時に、従来一部商品について女子の死亡率は男子死亡率を3~4才ずらして使用していたが、この際ほとんどの商品について4才セット・バックが実施された。

解約返戻金についても、戦後4回にわたってその改善が図られてきているが、51年3月より、従来責任準備金から初年度対35千円の解約控除を差し引いていたが、これを対30千円に引下げ解約返戻金を増加させた。

(7) 資産運用の改善

生命保険会社の資産の拡大に伴う金融機能の増大に鑑み、より一層国民経済の発展と国民生活の向上に寄与するとともに、社会、経済情勢の変化にも対応していくことが要請されてきたことから、53年8月、財産利用弾力化の観点に則り、リース債権等貸付担保の種類拡大、信用貸付基準の緩和並びに新規に外国政府等への貸付を認める等財産利用に係る改正を行い、生保会社の自主的運用範囲の拡大を図った。

このほか、生保会社の住宅ローンはその組織上の制約から、いわゆる提携ローンが大宗を占めていたが、非提携ローンにも積極的に取り組むため、51年6月、生保会社(20社)と地銀各行(63行)との共同出資による「地銀生保住宅ローン(株)」が設立された。

(8) 募集制度の改善

募集制度改善の一層の推進と実効を期すため、募集体制等に関する各社の自主的な改善計画とこれに伴う諸施策を提出させ、これを定期的にフォローしながらその実効を確保することを目的に“募集体制整備改善計画”を51年度を初年度とした3年計画で当局に提出することとなった。

具体的には、新規登録数、業務廃止数及び期末外務員数の3か年の計画推移を計上するほか、外務員のうちで「基幹職員」という一定の層を設定し、新規登録者の基幹職員への育成率目標及び外務員中に占める割合(逐年その比率は向上させること。)を提示する。

また 新契約の継続率についても 払込方法別に保険金額ベース及び件数ベースの継続率向上計画も求めている。

さらに、新人及び旧人に対する教育訓練施策並びにこれら整備改善のための投資予定額も合わせて計上することとなっている。

外務員の入社前3日間説明会の実施（49年7月）及び登録前5日間研修会の実施（50年4月）により登録前教育の充実を図ってきたが、これをさらに徹底させるために52年4月から外務員の試験後登録制度が実施された。これに伴い、入社第1月目の研修プログラムに試験前8日間研修が組み込まれる事になった。

[9] 第9期（昭和54 56年）

（ 1 ） 保険審議会答申

保険審議会は54年6月14日今後の生命保険事業のあり方について答申を行った。

同審議会は50年6月に保険行政及び保険会社の活動について総合的かつ抜本的な検討を行い、答申したが、その後の保険事業をめぐる環境の変化、即ち、安定成長期への移行、国際化の進展等経済的变化、人口の高齢化、価値観の多様化等社会的変化、保険の高度普及による成熟化の兆し、保険事業に対する国民の期待、関心の高まりに伴う社会的責任の増大等から経営環境はかつてなく厳しくなっており、同審議会は、今後の生命保険事業のあり方について、新たな視点から検討を行う必要があるとして、53年11月以来審議を行ってきたものである。

答申は効率化の促進に最も重点をおき、次いで公共性・社会性の発揮、資産運用の改善について指摘しており、その内容は次のとおりである。

（ 1 ） 効率化を促進するにはまず経営の合理化を図ることが重要であるとして、特に募集制度の合理化、経費の節減・合理化、良質契約の確保の3点を指摘している。次いで、激しい企業間競争の中にあっては経営の特色化、重点化を図ることが重要であるとしたうえ、商品の認可基準、販売チャネル等の面における行政規制の弾力化を求めている。また、経営の特色化を推進するにあたっての留意事項として経営の健全性の確保、適当競争の排除等を挙げ、この関連として責任準備金については純保行政の継続、募集秩序の維持の面から保険料の割引、割戻、不当乗換の排除をそれぞれ指摘している。

さらに、経営の効率化を推進するための手段として業務提携について述べ、最後に合併について言及している。合併が答申の中でとりあげられたのは初めてであるが、慎重な対応が求められている。まず、商品種類、外野組織、管理保全システム等における各社間の相違から円滑に合併を進めることは容易ではなく、また銀行の合併における店舗増のメリットも存在しないとしているが、一方、効率化の推進に取り組まない会社については、契約者利益の保護のため合併を行うことも止むを得ないとしている。

（ 2 ） 公共性・社会性の発揮については、まず、情報提供の充実についてとりあげ、生命保険制度に関する情報として特に告知義務、解約返戻金等のいわゆる不利益情報について前向きな対応を求め、さらに、生命保険事業経営に関する情報（ディスクロージャー）について、その必要性は一般企業以上に強いものがあるとして、業界において開示すべき内容の最低基準を明確にすることを求めている。

次にモラルリスク対策については、契約の際の選択の強化、外務員教育の徹底、他社加入状況の契約者からの通告制度の検討等を指摘している。

（ 3 ） 資産運用の改善については、運用効率の向上及び公共性に配慮するという従来からの基本的な考え方を再確認のうえ、わが国の経済、社会の構造変化を資金需要の観点から分析し、運用の改善を図るべき点を企業貸付、個人貸付、公共債投資、不動産投資、海外投融資及び関連業務の拡大についてそれぞれ指摘している。

（ 2 ） 商品

保険商品は、高度成長時代において保障の大型化、定期化傾向とともに多様化が進んだが、安定成長時代に入りこれらの傾向も一段落し、商品体系の一巡化もあって、多様化は鎮静する方向にある。

代って最近では、高齢化社会の進展に伴い、老後対策ニーズの高まりに呼応した商品の開発が活発となっている。

商品の具体的なものとしては、被保険者の老後生活の安定を図ることを目的とした個人年金保険の創設が相次いでいるほか、生涯にわたり保障が続く終身保険や、これに契約したあと数回の祝金等の支払が組み合った生存給付金付終身保険等の創設が目立っている。

（ 3 ） 保険計理

56年4月に、戦後第8回目の生命保険料の引下げが、主力商品を中心に同月以降の新規契約から実施された。この

保険料引下げの特徴は、保険料を構成する予定死亡率、予定事業費率、予定利率のすべてについて見直されたことである。すなわち、予定死亡率については男女別の死亡率を採用した第3回全会社表（47年～51年経験値）に改め、予定事業費率については保険金比例の部分を引き下げ、予定利率についても、保険期間が10年以下の契約の予定利率を引き上げることによって、保険料の引下げを行った。その結果、保険種類、加入年齢、性別により異なるが、保険料は平均で7%程度の引下げとなった。

またこれに前後して、半数の生命保険会社が、既契約を含め解約返戻金の増額を行った。

さらに、56年10月に疾病関係特約の保険料の見直し（実質引下げ）が、同月以降の契約から実施された。これは、疾病関係特約の創設以後数年経過しているために予定発生率が実態にそぐわなくなったことや、手術給付対象項目の統一が強く求められていたことなどから、本社統一的に見直したものである。その結果、一般に若年齢者では料率の引下げに、高齢者では料率の引上げとなっている。

（４）募集制度の改善

54年3月に51年度を初年度とした第一次募集体制整備改善3か年計画が終了したが、その実績において一応の改善をみたものの必ずしも所期の目標を十分に達成できるものでなかった。このため引続いて54年度を初年度とした第二次募集体制整備改善3か年計画を策定させて現在に至っている。第二次募集体制整備改善計画では第一次募集体制整備改善計画における緒項目に加えて募集代理店関係及び解約・失効率の指標を計画項目として策定させている。

また54年6月の保険審議会答申において、商品多様化への対応及び経営の効率化・特色化を推進するうえで代理店等新しい販売チャネルの活用を検討すべしとの方向が打ち出された。この方針に沿って、行政、業界双方で鋭意検討が行われ、56年3月銀行局保険部長名で「生命保険募集代理店制度基本要綱」についての事務連絡が発せられた。この結果生保業界において56年4月1日以降新設される募集代理店のうち特に構成員の多い法人募集代理店については、専業外務員中心体制を阻害することのない保険種類及び保険金額に限定した保険商品を取り扱わせることとなった。また、新設の募集代理店については専業外務員と同等水準の教育・管理を行うとともに、既設の募集代理店についても基本要綱に準拠して教育・管理等に十分な配慮を行うこととなった。

（５）資産運用の改善

生命保険会社の資産運用環境の変化に伴い、時流に即応した弾力的運用をより一層促進するために、55年8月、既に認めている日本住宅公団以外の公社、公団及び事業団への貸付、直轄住宅金融会社への貸付、並びに有価証券の貸付等財産利用に係る貸付対象の拡大及び新設を認める改正を行った。また、55年12月に「外国為替及び外国貿易管理法」の一部が改正され対外資本取引が原則自由化されたことに伴い、外国にある金融機関に対する預金、外国の抵当証券の所有、外国不動産の所有及び本邦に支店を有する外国銀行への貸付等財産利用に係る海外投資の対象拡大及び貸付対象の新設を認める等の措置が採られ、生命保険会社における資産運用の多様化、国際化に対応することとした。

（６）ソニー・プルデンシャル社の営業開始

ソニー・プルデンシャル生命保険株式会社に対し56年2月13日付で、保険業法第1条第1項の規定に基づき生命保険事業を営むことを免許した。

この結果、わが国において生命保険事業を営む会社は、保険業法に基づくものが22社となり、このほか、外国保険事業者に関する法律に基づき、日本人向けの営業を行っている会社が2社あるので、これを含めると合計24社となった。

なお、同社はソニー(株)と米国プルデンシャル生命保険会社との折半出資による日米合併会社であり、56年4月2日から営業を開始した。販売商品はすべて無配当商品であり、定期保険及び終身保険を主体に、男子専業外務員（大卒相当）だけで販売を行っている。

（７）コンバインド社の日本人向け営業開始

米国の生命保険会社であるコンバインド・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカに対し、56年12月21日付で、外国保険事業者に関する法律第3条第1項の規定に基づき、わが国において生命保険事業を営むことを免許

した。

この結果、外国保険事業者に関する法律に基づき支店形態で日本人向けの営業免許を得ている会社が3社となった。

なお、同社は57年4月19日から営業を開始しており、販売商品として当初、交通事故傷害給付金付定期保険のみ取扱っていたが、58年9月からは交通傷害給付金付災害割増定期保険の販売も行っている。これらの商品は保険料の支払方法が半年払いのみであるところに特色がある。販売方法は男子専属外務員による訪問販売方式を採っている。

(8) 国民生活審議会の約款適正化報告

契約条項を定めた約款については、従来より、とかく「内容がよくわからない。」「売り手も十分に説明しない。」などによるトラブルが絶えなかったが、今回（昭和56年11月13日）、この約款適正化に関する報告「消費者取引に用いられる約款の適正化について」が、国民生活審議会消費生活部会より報告された。本報告は、特に消費者との間でトラブルの多い生命保険を含む7業種の約款について、その適正化を指摘しているが、生命保険については、保険料払込の督促と失効の予告通知の徹底 自動振替貸付制度の適用の確認 保険料払込方法の明文化 告知義務違反によるトラブルの防止措置 自覚のない責任開始前発病による入院給付金等支払の明文化 保険金等の支払場所にかかる規定の変更 契約内容登録制度の規定化 解約払戻金についての情報提供 読みやすい約款作成への努力、の9項目が指摘されており、報告の趣旨に沿った積極的な検討が行われた。

〔10〕第10期（昭和57年以降）

(1) アイ・エヌ・エイ社の営業開始

アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社に対し、57年2月16日付で、保険業法第1条第1項の規定に基づき生命保険事業を営むことを免許した。

この結果、わが国において生命保険事業を営む会社は、保険業法に基づくものが23社となり、このほか、外国保険事業者に関する法律に基づき、日本人向けの営業免許を得ている会社が3社あるので、これを含めると合計26社となった。

なお、同社は米国のライフ・インシュアランス・オブ・ノース・アメリカが全額出資し設立された会社であり、57年4月2日から営業を開始した。販売商品はすべて無配当商品であり、終身保険及び定期保険を主体に、専業外務員及び損保代理店によって販売を行っている。

(2) 日米サービス貿易摩擦における保険問題

56年後半から米国は、包括的な日本市場開放の要請の一環としてサービス業の自由化を要求してきたが、この中で保険に関しては、外国保険会社のわが国における事業免許及び商品認可について審査期間が不必要に長く、また手続も複雑である等の問題提起があった。

これに対し、わが国は57年5月の市場開放対策第2弾において対日進出会社に対する内国民待遇の堅持、情報提供窓口の設置及びガットでのサービス貿易に関する国際ルール作りへの積極的貢献の方針を表明したほか、日米貿易小委員会等を通じ、わが国の保険業に対する考え方について外国保険会社の取扱いの実情に則して十分な説明を行うように努めた。

この結果、57年8月及び12月の日米間の会合において、米国側から保険の分野でのわが国の方針を評価する旨のコメントが行われるに至った。

(3) 国民生活審議会の約款適正化報告の対応

昭和56年11月13日に国民生活審議会消費者生活部会から「消費者取引に用いられる約款の適正化について」が報告されたが、生命保険については、9項目（第9期（昭和54-56年）参照）が指摘された。

当局としては、「報告」の趣旨に沿った適切な対応が図られるよう業界を指導したところであるが、これを受けて業界では、指摘事項中、
、
、
の3項目については、58年4月約款の改正を行い、他の6項目については、実務面等で対応することとした。

(4) 募集制度の改善

第1次募集体制整備改善3か年計画が比較的順調な成果を収めたのに対し、第2次計画では必ずしも満足のいく結果とはならなかった。このため引続いて57年度を初年度とする第3次募集体制整備改善3か年計画をスタートさせ現在に至っている。第3次計画では第1次、第2次と異なり各社の事業計画とのリンクを求めたことが大きな特徴となっている。また、従来の諸項目に加えて13月日専業外務員在籍率の指標を計画項目として策定させている。

(5) 保険計理

58年4月、災害割増特約及び傷害特約に係る予定発生率(予定災害死亡率、予定障害率)の見直しが行われた結果、保険料の引下げ及び男女別料率の採用が行われた。これを災害保険金100万円、年払保険料でみると、災害割増特約では、660円から男子550円、女子440円となり、それぞれ18.2%、33.3%の引き下げ率となり、傷害特約では、880円から男子770円、女子660円とそれぞれ12.5%、25.0%の引き下げ率となっている。

(6) 資産運用の改善

生命保険会社をとりまく資産運用環境の変化に伴い、時流に即応した弾力的運用をより一層促進するため、次のとおり財産利用に係る対象範囲の拡大等を図り、生命保険会社の資産運用の多様化、効率化に対応することとした。

- 信用協同組合連合会に対する預金
- 外国のコマーシャルペーパーの所有
- 抵当証券(国内)の所有
- 入居保証金を担保とする貸付
- 譲渡性預金を担保とする貸付
- 国債運用対象の特定金銭信託等

(7) 関連会社規制の弾力化

関連会社通達が発出された昭和50年9月以降の経済金融情勢の変化に伴い、保険事業の効率性の推進、顧客ニーズへの的確な対応を図るため、資産運用、顧客サービス面を中心に見直しを行い、次のような弾力化措置を講じた。

- 公共債投資会社の新設
- 信用保証会社の業務範囲の拡大(従来の住宅ローンに係る保証業務に加え、一般消費者ローンに係る保証業務を追加)
- リース(ファイナンス・リース)会社の新設

2. 損害保険事業

紙面の都合により昭和20年から昭和24年までの間の諸経緯は本号では省略することとしたが、読者の便を考え、省略した内容の項を冒頭に掲げておくこととした。

なお詳細については、本月報332号(1979.12発行)を参考にしていきたい。

[1] 第1期(昭和20-22年)

- (1) 終戦処理
- (2) 事業の麻痺
- (3) 再建の方策

[2] 第2期(昭和23-27年)

- (1) 事業の立直り
- (2) 関係法規の制定
- (3) 事業への批判

〔 3 〕 第3期（昭和28-31年）

- （ 1 ）業績の安定
- （ 2 ）業界批判に対する態度

〔 4 〕 第4期（昭和32-37年）

- （ 1 ）事業の動向
- （ 2 ）保険行政の推移

〔 5 〕 第5期（昭和38-42年）

- （ 1 ）事業の動向
- （ 2 ）保険行政の推移

〔 6 〕 第6期（昭和43-46年）

（ 1 ）事業の動向

昭和43年度以降の損害保険事業の動向を見ると、モータリゼーションの伸展に伴った自動車保険、自賠責保険のウエイトの増大が更に顕著となり、43年度には元受収入保険料中自動車保険（自賠責保険を含む。）の構成比がついに50%を超えるに至り、46年度においては、これが56%となった。

この自動車保険を中心に住宅総合保険、店舗総合保険、長期保険あるいは傷害保険が加わって、従来企業向けの保険と考えられていた損害保険について大衆化が著しく進んだ。大衆保険は小口のものが多く、また自動車保険は事故の発生率が高く、あるいは大衆が事故処理に不慣れである等企業保険とは相当性格が異なるものであり、おりからの消費者主権の回復の動きの中で、保険会社の対応態勢を整えることが急務となった。

自動車保険の普及により、保険料収入は42年度の水準から46年度までにさらに倍増以上の伸びを示したが、他方、自動車保険特有の成績の不安定性が会社の損益面に影響を与えるようになった。例えば、自賠責保険については44年度において、ポリシー・イヤーベースで実に2,300億円余の累積赤字が生じ、このため44年11月には自賠責保険の、45年7月には任意自動車保険の保険料率引上げが行われた。

内部留保は自動車保険の伸びに追いつかず、内部留保率は長期間一貫して低下傾向にあったが、46年度にいたり保険料収入の伸びが鈍化したこともあって、やや回復した。1隻で100億円を超える大型船舶、機体だけで80億円に達するジャンボ・ジェット機、巨大な石油コンビナート等損害保険の対象となる物件が出現するに至って、予想される損害は著しく巨額になった。このため、損害保険業界は、内部留保の蓄積によりその引受能力を拡大することが従来以上に要請されるようになった。

一方総資産も毎年平均27.2%と順調な伸びを示し、44年12月末には1兆円の大台にのせ、46年度末にはさらに1兆8千億円となった。

（ 2 ）保険行政の推移

（イ）昭和44年3月から保険業は資本自由化第1類業種となったが、43年3月の保険審議会総会において設置された特別委員会では保険自由化の問題の総合的検討が進められ、44年5月の総会では競争原理の導入による経営効率の向上を骨子とした「今後の保険行政のあり方について とくに自由化に対応して」と題する答申がまとめられた。損害保険関係では、料率の適正化の推進、商品内容の多様化の促進、経理に関する一定の基準の整備、行政運営の弾力化、経営の特色の発揮、業界機構の運営の弾力化、担保力の増強等が提言されている。損害保険については、戦後長期に亘りすべての面で全社画一の体制がとられてきており、それが損害保険事業の安定的成長ひいては契約者の保護に貢献してきたのであるが、損害保険事業も一応の水準に達し、その間に会社間に規模、内容等で格差が生じてきたため、これ以上画一体制を続けることは各社の経営の効率化ひいては損害保険事業の発展にかえって阻害要因となると考えられるようになったものである。

（ロ）答申に盛り込まれた事項については、漸次その実現が図られたが、その一つとして昭和45年7月には統一経理基準に関する銀行局長通達が出された。これにより、損害保険会社は、その収益を公表利益金または公表剰余金に

反映させることによって経営責任を明確にし、経営の効率化を促進するため、経理処理について統一した基準によることとされ、この基準は45年度から3か年の経過期間で実施することとされた。経過期間の第2年目にあたる昭和46年度には、すでに大部分の会社がその基準を達成する状態となった。

(ハ) 保険料率については、損害保険の特殊性から自由化・弾力化については困難な問題があるが、料率水準の是正適正化は行政の主要課題である。この点については、例えば火災保険について、45年6月に住宅物件及び工場物件の料率をそれぞれ平均15%引き下げ、さらに47年度にも住宅物件の料率を12%(9月)、工場物件の料率を11%(11月)引き下げた。

(ニ) 保険の大衆化に関して、約款の平易化、「契約のしおり」作成等が進められた。約款に関しては47年1月に傷害保険の、47年10月には自動車保険の約款についてその平易化等を内容とする全面改定が行われた。また契約のしおりは、約款が難解である等の不満に対処するため、大衆保険については契約時に約款の重要規定の抜粋等を内容とするものを必ず顧客に渡すよう指導することになった。46年7月以降現在までの間に長期総合保険、住宅総合保険、自動車保険等13種の保険についてすでにしおりが作られた。

保険についての素人である大衆は事故が発生しても保険金の請求手続等不案内なことが多い。これに対しては従来から各保険会社または損害保険協会に相談所が設けられていたが、47年1月からはこのほかに、特に問題の多い自動車保険について損害保険協会の下部機構として全国各地に自動車保険請求相談センターが設けられた。

(ホ) 自賠責保険については、保険金限度額の引上げの要望が強かったこと、収支の悪化が著しく、累積赤字に苦慮していたことなどにより、44年7月自賠責審議会に対し、大蔵大臣から、自賠責の保険金限度額引上げ、同料率の改定等について諮問され、同年10月7日には、死亡・後遺障害保険金限度額の500万円への引上げ、保険料の全車種平均2倍に引上げ及び自賠責制度の改善を内容とする答申が行われ、同年11月1日から実施された。

〔 7 〕 第7期 (昭和47-50年)

(1) 事業の動向

昭和30年代の高度成長を背景としたモータリゼーションの伸展により、自動車保険、自賠責保険の損害保険全体の中に占める割合は、急速に増大したが、47年度から50年度にかけては、自動車の需要の鈍化等もあって55%、52%、49%、50%とむしろ低下する傾向を示した。しかし損害保険市場全体をみると、収入保険料ベースでみて46年度に比して50年度には約1.8倍となっており、むしろ住宅総合保険、店舗総合保険、長期保険、住宅火災保険など火災保険分野の充実とあいまって、自動車保険、自賠責保険を中心としたいわゆる大衆保険の分野が安定的な損害保険市場として確固たる地位を占めるに至ったものといえる。また、傷害保険、賠償責任保険等の新種保険についても、全体的割合は未だ低いものの、保険に対するニーズの多様化を反映して着実な伸びを示した。

他方企業保険の分野においても、石油タンクからの油流出事故問題に端を発した油濁賠償責任保険、長い年月かけて裁判で争われている薬禍責任問題に対応する生産物賠償責任保険など巨額の危険に対応する保険が社会的にも要請されるようになった。

このように損害保険に対する社会的ニーズは著しく高まり、それとともに損害保険会社の社会的責任は一段と強くなった。

これに対して保険事業の損益関係は、47年度こそヘビークレームの不発生等により271億円の事業利益を計上しえたが、中心となる自動車関係の不調の継続、事業費率の増大傾向などから48年度は事業損益において前年比200億円のマイナスとなり、49年度には当期純利益ベース9.9%の減益と34年度以来15年ぶりの減益決算となった。50年度は支払保険金の増加率が3期連続して保険料の増収率を上回ったこと等から事業損益は大幅に悪化した。財産利用の多様化等により当期利益は若干の微増となった。

(2) 保険行政の推移

(イ) わが国の経済が従来の輸出優先、産業投資主導型の経済から生活優先、社会投資主導の経済へ転換したこと、一般的なコンシューマリズムの高まり等の保険事業をとりまく状況に大きな変化がみられるとともに、損害保険においても自動車保険を中心にして大衆化が進んだ等の著しい変化がみとめられることから、今後の保険事業、保険行政について、総合的かつ抜本的に見直すため、48年7月に保険審議会の委員改選が行われ、審議が開始された。そ

の後約2年間にわたって検討が重ねられた結果、50年6月に消費者のニーズへの対応を強調した「今後の保険事業のあり方について」と題する答申がまとめられた。損害保険関係では、社会的ニーズへの的確な対応（特に住宅火災保険の改善、交通事故被害者保護の強化、巨大化し多様化する産業災害その他各種災害への対応等）適正な競争と自主的企業努力を通ずる経営効率化の推進 社会的要請に沿った普及率の向上と保険金額の適正な水準の確保（特に、被害者保護のための十分な賠償資力の保障という観点から任意自動車対人賠償保険の普及拡大が重要）等が提言されている。

（ロ）企業保険を中心に発展してきた損害保険について、大衆化が進み国民生活との結びつきが強くなってきていること及びそれらの状況の変化により、保険会社の社会的責任は一層強いものとなってきたことが明確にされたのである。

この答申については、答申文中に特に1項目をもうけて答申指摘事項の実施の確保がうたわれているが、答申指摘事項については50年中に早くも、生産物、生産施設等に係る損害賠償責任を担保する油濁賠償責任保険及び企業包括賠償責任保険が発売され、また、住宅火災の実損てん補商品をして価額協定保険が発売された。

（ハ）保険料率については、引き続き弾力化の方向で範囲料率制の導入、範囲の拡大の措置等がとられたほか、適正な料率水準の維持についても、例えば火災保険では、47年の住宅・工場物件の引下げに続いて48年に一般物件、49年に倉庫物件の引下げが実施され、又、自動車保険、傷害保険等の保険種目についても同様に引下げ等料率の適正化が図られた。

（ニ）自賠責保険については、44年の保険金額改定後4年も経過しているのに、各方面から大幅引上げの要望が出てきたのに対して、自動車事故率の低下を主因として自賠責保険収支に相当の余裕が見込まれたことなどから、48年11月に自賠責審議会の答申を得て保険料は原則として据え置いたままで保険金限度額を引き上げる（死亡・後遺障害の場合：500万円 1,000万円、傷害の場合：50万円 80万円）こととされた。

このような大幅な引上げが行われたものの、ほぼ時を同じくして起きた石油ショックに端を発する物価・賃金等の急激な上昇により、再び限度額の引上げを要請する声が強まってきたことから、50年6月に自賠責審議会の答申を得て、限度額が引上げられた。引上げの幅は前回引上げ後の物価上昇率等を勘案して、死亡の場合は1,500万円、傷害の場合は100万円に引き上げられ、保険料は今後の保険収支見込から再び据置のままにすることとされた。

また、自賠責保険については、48年の限度額引上げの答申においても指摘しているように、任意保険を含めた自動車損害賠償保障制度のあり方について、長期的視野から検討を加えていくことが今後の課題として残されている。

（ホ）地震保険についても、41年にこの制度が発足し、47年5月には1件当たりの保険金限度額の引上げ（建物：90万円 150万円、家財：60万円 120万円）等の改正が行われたが、その後48年9月1日が関東大震災の50年目にあたること、49年12月に川崎市周辺に直下型地震の起きるおそれがあることが大きく報道されたこと等から、社会的な関心が急速に高まってきたため、保険審議会においてもこの問題がとりあげられ、事情の許す限り改善を図っていくことが望ましいとされ、50年4月に地震保険制度が改正され、限度額が建物240万円、家財150万円となった。また、従来住宅総合保険、長期総合保険等にしか付帯しえなかったものを、普通火災保険にも付帯できることとし、1回の地震等による総支払保険金限度額の引上げ（4,000億円 8,000億円）等も同時に行われた。

（ヘ）従来の代理店制度は、火災保険中心で行われてきたが、その後モータリゼーションの進展と相まって自動車保険が著しく伸長したことから、また、経済社会の進展による危険の多様化による傷害保険等の新種保険も著しい普及を見せてきたので、損害者保護の観点から代理店の指導強化が急務となり、48年4月いわゆるノンマリン代理店制度が発足した。

〔 8 〕 第8期（昭和51-54年）

（ 1 ） 事業の動向

石油危機に起因する経済変動の調整を経て、わが国経済は定安成長に移行した。このような経済情勢を反映して、損害保険会社の保険料の増収率は、漸次低下してきているものの51年度以降も引き続き2桁台で推移した。

損害保険会社の元受収入保険料は、50年度2兆1,741億円、54年度3兆5,133億円とこの間61.6%の増加となっている。これを保険種類別にみると、海上保険24.7%、運送保険53.0%など企業分野の伸びは鈍化したものの、自動車保険209.5%、傷害保険86.8%など大衆分野の伸びが顕著で、損害保険市場の大衆化が一段と進展するとともに、損害保険事業の安

定化に寄与した。なお、危険に対する補償と貯蓄機能を兼ね備えた長期性の総合保険（長期総合保険・積立ファミリー交通傷害保険等）が好調な伸びを示した。

保険事業の損益は、51年度、52年度においては保険料の増収率は鈍化したが、責任準備金の積増負担減等から事業収益は改善され当期利益は若干の増益となった。53年度は、ヘビークレームの発生件数の減少等により損害率の改善をみて当期利益は18.7%と大幅な増益を示した。54年度は、支払保険金の漸増傾向に加え、契約者準備金（支払備金）の充実を図った結果、事業収益では悪化をみたが、金利水準が比較的高位で推移したことから資産運用収益が順調に拡大し当期利益では、17.0%の増益計上となった。

（2）保険行政の推移

（イ）昭和50年6月の保険審議会答申の趣旨を踏まえて、その後損保会社が前向きに対処した実績が、51年2月、51年10月、52年11月に開催された保険審議会に報告され、高く評価された。即ち社会的ニーズに対応する商品の開発として、住宅火災保険分野では、実損てん補方式が導入され、価額協定保険の発売や改定、満期戻総合保険の発売、その他長期総合保険への中途増額制度の導入や総合保険の風水雪害保険金の改善等が行われた。さらに、その後も火災保険では住宅火災保険、住宅総合保険、店舗総合保険、普通火災保険、長期総合保険等の担保内容の改善、傷害保険では普通傷害保険等の担保内容の改善及び自動車運転者損害賠償責任危険担保特約の新設、賠償責任保険では労働災害総合保険の新設等、各保険分野で新商品の導入、商品内容の改善が行われた。自動車保険の分野では、51年1月、一般の自動車保険に被害者直接請求制度、一事故保険金無制限制度及び自損事故担保制度の導入を図り、また、無保険車傷害担保及び搭乗者傷害の担保範囲の拡大を盛り込んだ自家用自動車保険の発売等を行った。

さらに、53年11月には、対人賠償保険の負担軽減及び支払基準の改定を考慮した料率の調整、自損事故保険金額の引上げ、対物賠償・車両保険への年齢条件別料率制度の導入及び最低免責額の引上げ等商品内容の改善が図られたほか、保険金の適正な支払を確保するための対策として、人身事故及び車両対車両事故の場合の交通事故証明書提出の原則的義務づけ等が行われた。

また、社会的賠償観念の昂揚、賠償額の上昇に伴い専門的職業人の業務に関連する賠償責任保険が開発された。

（ロ）自賠償保険については、50年の保険金限度額改定以後3年を経過し、賠償水準及び賃金・物価水準の動向等を勘案すれば保険金額を引き上げることが適当であるとの自賠償保険審議会答申を得て、昭和53年7月1日以降次のように最高保険金額の引上げが実施された。

死亡・後遺障害の場合 1,500万円から2,000万円へ

傷害の場合 100万円から120万円へ

同時に仮渡金についても死亡の場合100万円から160万円へ、傷害の場合3万円、15万円、25万円から5万円、20万円、40万円へとそれぞれ引き上げられた。

また、保険料率は保険収支の現状にかんがみ据え置くことが原則とされたが、この結果車種別の収支において著しく均衡を失することとなる車種等については所要の調整が行われた。

（ハ）保険料率については、引続き料率の適正化、弾力化が図られており、51年火災保険の住宅、一般物件の引下げ、同自動車保険の車両、対物賠償の引上げ、搭乗者傷害等の引下げ、52年火災保険の倉庫物件の引下げ、53年自動車保険の車両、対物賠償の引上げ、対人賠償、搭乗者傷害等の引下げ、54年火災保険の住宅、一般、工場物件の引下げ、同傷害保険の普通傷害の引上げ、交通事故傷害の引下げ等料率の適正化が行われた。また、従来一定料率であった競走馬保険、ガラス保険等を範囲料率、新設商品である弁護士賠償責任保険、特約販売店保証保険等を範囲料率にするなど料率の弾力化も併せて実施された。

（ニ）地震保険については、52年7月、申込み方法を改定し、この保険を任意に付帯できる普通火災保険等の契約にあたって、付帯についての明確な意思確認を行うよう措置した。また、53年4月から、付保金額の増加に対処するため1回の地震等による保険金支払総額の限度を8千億円から1兆2千億円に引き上げるなど制度の改善が図られた。

（ホ）募集制度の改善については、代理店教育の充実及び販売方法の多様化を図るため、登録前テストの導入（53年4月）、育成期間の短縮（52年10月）などの代理店制度の改善のほか、更新契約の電話による契約申込みの受付も実施した。

〔9〕第9期（昭和55年以降）

(1) 事業の動向

わが国経済は安定成長期に入り、個人消費の堅調な回復の兆しはみられるものの、民間設備投資、住宅投資の伸び悩みに加え、57年に入ってから、貿易摩擦等の要因から輸出入が大きく落ち込むなど、総じて景気は停滞気味に推移しており、その影響等を受けて損害保険会社の保険料増収率は55年度5.9%、56年度3.5%、57年度6.3%と3期連続1桁台の低水準で推移している。

元受収入保険料でみると、54年度3兆5,133億円から57年度4兆3,531億円と、この間23.9%の増加にとどまっている。これを保険種類別にみると、従来からの主力商品である自動車保険は13.7%増、火災保険は13.4%増と低迷しているが、傷害保険は148.7%増と顕著な伸びを示しており、そのシェアは54年度8.1%から57年度16.2%と大きく上昇している。傷害保険の進展は「積立ファミリー交通傷害保険」の好調な販売に支えられたものであるが、引続きこのような長期で貯蓄性を兼ね備えた保険のウエイトが大きくなってきており、57年度における積立型保険の元受収入保険料のシェアは22.6%に達している。

損益面では、55年度は責任準備金の積増負担軽減等の要因により、当期利益が27.8%の大幅増となったが、56年度、57年度は収入保険料の伸び悩みに加えて資産運用収益も低調な伸びで、一方、支払保険金は自動車保険をはじめとして風水災等のヘビークレームの多発等から、急増しており、当期利益は56年度 0.8%、57年度 6.9%と2期連続減益となっている。

わが国の経済は今後とも低成長安定型の道をたどることが予想され、損害保険会社においても収入保険料の伸び悩み、利息配当金収入の低増収等が経営安定に大きな影響を及ぼすこととなると思われる。一方、リスクの巨大化、集積化に対応する担保力の増強がさらに必要とされるため、損害保険会社は従来にも増して経営の効率化を推進することが望まれている。

(2) 保険行政の推移

(イ) 53年6月に発生した宮城県沖地震を契機として地震保険制度の改善の要望が高まり、54年6月の「地震保険制度の見直し」に関する保険審議会答申を受けて、「地震保険に関する法律」が改正され、55年7月から実施された。制度の概要は、次のとおりである。

てん補範囲を拡大し、従来の全損のみに次のものを加えた。

A 建物が半損の場合、地震保険金額の半額を支払う。

B 家財が全損に至らない場合で、収容建物が半損以上の損壊の場合、地震保険金額の10%を一律給付する。

保険金の限度は、付保割合を主契約の保険金額の30～50%（改正前30%）の範囲内とし、金額限度を建物1,000万円（同240万円）、家財500万円（同150万円）とした。

契約引受方法は、すべての家計火災保険に原則自動付帯一本とした（改正前三本建）。

保険料率は、等区分について従来の3等地を5等地とし、全部で20区分（改正前6区分）とした。

警戒宣言が発せられたときは、従前の条件での満期更改を除き、契約の締結ができないこととした。

(ロ) 56年6月「今後の損害保険のあり方」に関する保険審議会の答申が出された。

答申は、価格面、商品面及び販売面において、画一的な業務運営がなされている現在の損保業界の実態に焦点をあて、いかにしてより多くの利益を消費者に還元するかとの立場から、保険料率の適正化・弾力化、商品内容の改善・多様化、販売面における改善・多様化、企業間格差の現状と今後の方向、損害保険事業の国際化、公共性・社会性の発揮、資産運用の改善、行政の弾力化、について検討を行っている。

具体的には、価格面については、競争原理が機能するような条件整備が行われるまでの間においては、料率水準が適正であるかについて検証を厳格に行い、料率調整を迅速に行うことが重要であるとされている。また、商品面及び販売面では、各社の独自性の発揮が望まれ、それがひいては競争条件の整備に資するとの観点から、種々の提言が行われている。

この答申は、中長期的展望にたった提言を行っているためその実現には相当の時間を要する事項が多いが、既に、保険料率の適正化をはじめ、実現可能なものから順次実施されている。

(ハ) 損害保険料率については、引続き料率の適正化が図られてきていたが、56年6月の保険審議会において、「より一層厳格な料率検証を行い、適時適切な料率調整を実施することが重要である。」との指摘を受けた。

この答申を受けて、56年度は6月に火災保険料率の全面的な引下げ、ファミリー交通傷害保険料率の引下げ、8月

に自動車保険料率の引下げ等が行われ、57年度は、4月に国内貨物海上保険、国内運送保険の各保険料の引下げ等が行われた。さらに、58年度には、4月に火災保険倉庫物件の料率引下げ、7月に自動車保険（対人賠償・搭傷）料率の引上げ及び無事故割引率の拡大、10月に機械・組立保険の料率引下げ等が行われた。

（二）損害保険商品の開発・改善

56年6月の保険審議会答申においては、社会的ニーズの把握とそれへの的確な対応という50年6月の答申の線を踏襲し、消費者ニーズを的確に把握し、適切に対応すること及び主要保険種目はともかく、それ以外の保険種目においては、各社の独自性を発揮することが望まれるとされている。

このような保険審議会の答申の趣旨を踏まえて、損保会社が前向きに対処した結果、55年度においては、傷害保険の分野では、自転車総合保険、PTA団体傷害保険等が発売され、また、55年12月に保険料分割払制度が普通傷害保険等に、56年5月に契約者貸付制度が積立ファミリー交通傷害保険に導入された。

56年6月には、火災保険の全面的な見直しが35年以来20年ぶりに行われ、担保内容の改善が図られた。また、56年度に開発された商品としては、個人包括賠償責任保険、獣医師賠償責任保険、ホールインワン保険、学生総合保険等がある。

57年度においては、火災保険分野では、雪害危険担保特約が発売され、新種保険分野では、テニス保険、家族傷害保険、金融機関包括補償保険等が発売された。

また、58年度においてもスキースケート保険、国内旅行総合保険、野球チーム保険、塾総合保険等が発売されるなど、新商品の開発が次々と進んでいる。

更に57年9月には26番目の新事業免許として費用・利益保険が認可された。

このほか、自動車保険の分野では、55年10月に、自動車と自動車との間の事故のみを担保する安価な車両保険「自動車相互間衝突危険『車両損害』担保特約（相手自動車確認条件付）」が新設された。さらに、56年8月には、自家用自動車保険の対象車種の拡大、無保険車傷害保険の担保範囲の拡大等の制度改正が行われた。また、58年7月の制度改定においては、対人賠償保険の1名保険金額を無制限とする商品の創設、シートベルト装着死亡者に対する特別保険金（搭乗者傷害保険）の創設等が行われた。

（ホ）代理店制度の改定

損害保険をめぐる情勢は近年著しく変化している。このような変化に対応して、契約者により充実した保険商品、サービスを提供しうよう、特に大衆保険分野における代理店の資質の向上を図り、もって損害保険に対する消費者の信頼を高めるとともに、損害保険思想の高揚と損害保険の普及の促進に資するため、ノンマリン代理店制度（昭和48年4月実施）の全面的改定が昭和55年10月行われた。

新制度の特色は、次のとおり。ノンマリン代理店の範ちゅうを拡げ、火災保険、自動車保険または傷害保険を取り扱う一般代理店（種別代理店）と、それ以外の特殊代理店（無種別代理店）に大別し、特殊代理店についても講習内容の充実、テスト制度の導入などによりそのレベルアップを図ることになった。大衆保険を主体に取り扱う代理店の最高位の種別として特級（一般）代理店、最高位の個人資格として特級（一般）資格を創設し、大衆保険主体代理店の専門化及び企業化意欲の向上と専門プロ代理店の相対的優遇を図ることとした。種別認定要件は、従来、資格取得者状況、業務自立状況、法令等遵守状況、業績状況の4要件であったが、顧客対応状況、管理体制状況、自己契約比率及び特定契約比率状況の3要件を追加し、代理店機能の高度化を図ることとした。